

「地方消費行政の充実・強化に向けた国の財政支援と体制強化について」の
意見を提出しました。

地方消費者行政に対する国の支援策として、地方消費者行政推進交付金が措置されていますが、これは平成29年度までとされており、その後の地方消費者行政支援策は現時点で確定していません。しかし、消費者相談など消費者行政の体制充実や、消費者安全確保地域協議会（地域の見守りネットワーク）や消費者教育推進地域協議会の構築・充実に向けて、国の財政支援は不可欠であり、継続を求める必要があります。東京消費者団体連絡センターでは、参加団体に諮り、以下の意見を提出しました。

提出先：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）／財務大臣／消費者庁長官／内閣消費者委員会委員長

平成29年6月30日

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡 正子
主婦連合会	木村 たま代
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	根本 かおる
東京都生活協同組合連合会	秋山 純
大田区消費者団体連絡協議会	遠島 久美子
多摩のくらしを考えるコンシューマー・ネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	小浦 道子

地方消費行政の充実・強化に向けた国の財政支援と体制強化について

私たちは、消費者のいのちとくらしを守り、消費者の権利を確立するために、都内消費者団体の日常的連携を強め、東京における消費者運動を前進させることを目的に活動している団体です。

2008年度からの消費者庁創設等の消費者行政一元化の流れの中で、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、地方消費者行政活性化基金、その後、地方消費者行政推進交付金の制度が設けられました。私どもは、活動の一つとして「東京の区市町村消費者行政調査活動」を2010

年度より東京都生協連消費者行政連絡会と共同で行い、交付金の活用についてもウォッチしてきた立場から、消費者の安全・安心なくらしの確保のために、平成30年度以降も国の財政支援と体制強化対策が必要と考えますので、以下の意見を申し述べます。

1. 地方消費者行政推進交付金の継続的な財源措置を求めます。

地方自治体は、地方消費者行政推進交付金を活用して消費生活相談体制の整備や相談員の研修、消費者被害防止のための啓発等の事業に取り組んできています。また、消費者安全確保地域協議会や高齢者見守りネットワークの構築にも取り組んでいます。自治体間の取り組みには大きな格差があります。そのような中で、地方消費者行政推進交付金の適用対象が平成29年までの新規事業に限定されていることは、これまで積み重ねられてきた消費者行政が後退することが懸念されます。平成30年度以降、地方自治体の自主財源に切り替えていかなければいけません。厳しい地方財政においてそのような自主財源を捻出することは容易ではありません。地域の消費者行政の充実・強化のために平成30年度以降も地方消費者行政推進交付金の継続を求めます。

2 全国に共通する消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置を求めます。

地方自治体が消費者の相談を受け、消費生活相談情報をPIO-NETに登録したり、重大事故情報を消費者庁に通知したり、悪質業者に対する行政処分を行うことは、その地域の消費者だけでなく全国の市場の適正化を図ることにもつながっています。このことは、地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法第10条の適用対象に加えて、その一部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることを求めます。

3. 地方消費者行政職員の増員・強化の支援を求めます。

地方消費者行政が今後取り組むべき課題は、区市町村の消費者行政が地域の関係団体と連携して見守りネットワークの構築・推進や消費者教育を展開していくことなどです。しかし、消費者庁創設以降も地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えていません。消費者行政担当職員の役割がますます重要となっていくと考えますので、国は地方自治体の消費者行政担当職員の配置の目安を示すことや資質向上のための研修制度を強化するなどの施策を講じることを求めます。

以上